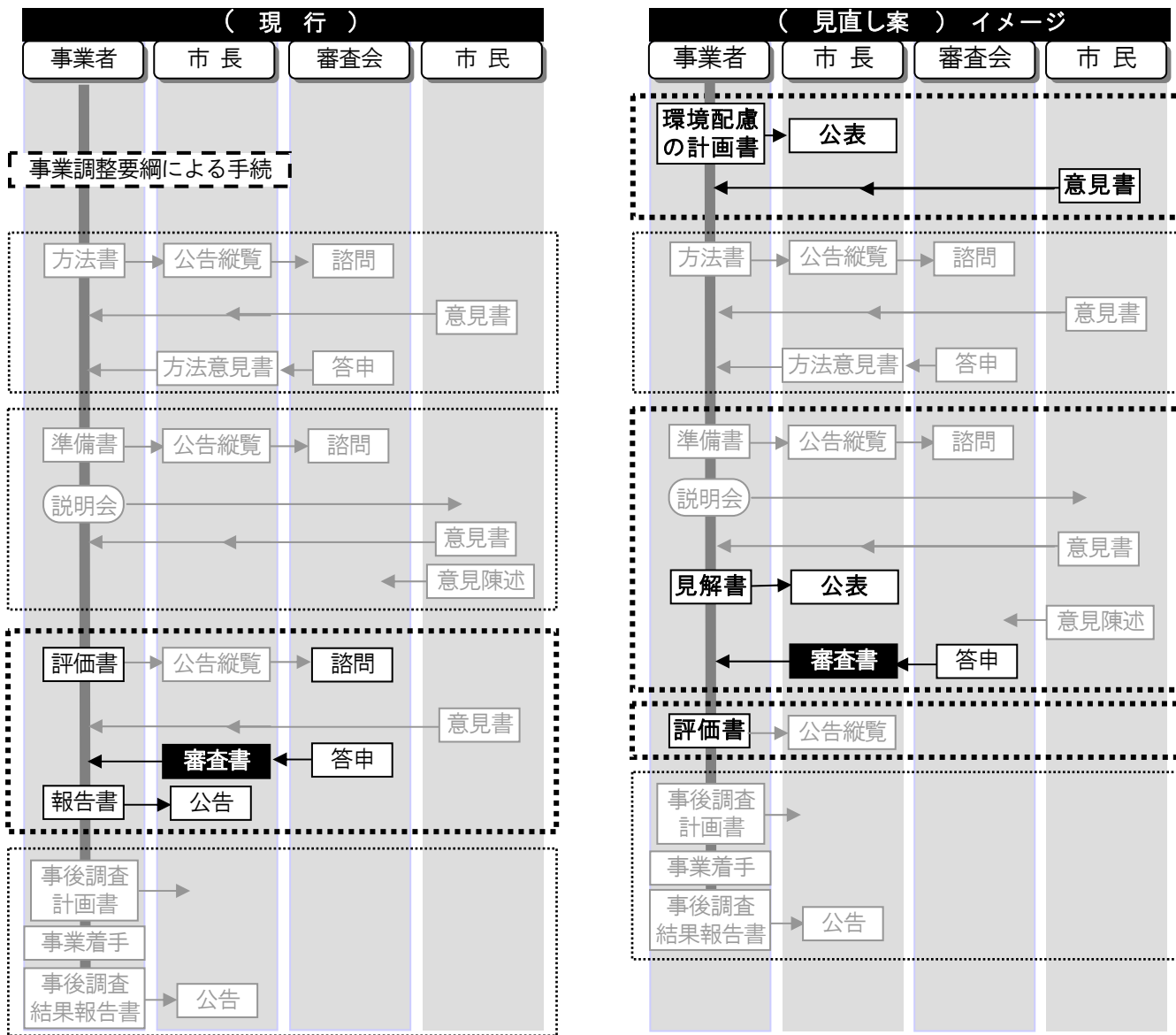


1 環境影響評価条例の手続きフロー図（現行と見直し案の比較）



## 2 環境影響評価の審査実績

事業の種類	指導指針 (S55～H7)	要綱 (H7～H11)	条例 (H 11～)	法(うち市外) (H11～)	計
道路の建設	4			3	7
鉄道及び軌道の建設	9	2	1	3(1)	15
工場及び事業場の建設	1	3			4
電気工作物の建設				7(5)	7
自然科学研究所の建設			1		1
廃棄物処理施設の建設	3	1	9		13
下水道終末処理場の建設					
飛行場の建設	2	2			4
公有水面の埋立て	3				3
高層建築物の建設		3	9		12
運動施設、レクリエーション施設等の建設					
工業団地の造成					
流通業務団地の造成					
土地区画整理事業	2				2
開発行為に係る事業	5	2	2		9
合計	29	13	22	13	77

H21年9月現在

## 3 対象事業の規模要件 (条例施行規則 別表第1 対象事業 (抜粋))

### ①高層建築物の建設

第1分類事業の要件	第2分類事業の要件
建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物（以下「建築物」という。）の新築の事業であって、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定による建築物の高さ（以下「建築物の高さ」という。）が100メートル以上で、かつ、同項第4号に規定する延べ面積（以下「延べ面積」という。）が5万平方メートル以上であるもの	建築物の新築の事業であって、建築物の高さが75メートル以上100メートル未満で、かつ、延べ面積が5万平方メートル以上であるもの（都市計画法第8条第1項第3号の高度地区であって、建築物の高さの最低限度を14メートルとして集团的形状で指定した区域で、かつ、同法第12条の5第2項により建築物の高さの最高限度を75メートル以上に指定した区域に新築するものを除く。）

②電気工作物の建設

第1分類事業の要件	第2分類事業の要件
<p>(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第14号の電気工作物(以下「電気工作物」という。)のうち、発電(火力又は原子力を原動力とするものに限る。)のために設置する電気工作物であって同項第1号の一般電気事業(以下「一般電気事業」という。)又は同項第3号の御電気事業(以下「御電気事業」という。)の用に供するもの(以下「一般電気事業等の用に供する発電電気工作物」という。)の新設の事業であって、火力を原動力とする発電にあつては出力が10万キロワット以上であるもの</p>	<p>(1) 一般電気事業等の用に供する発電電気工作物の新設の事業であつて、火力を原動力とするものにあつては出力が7.5万キロワット以上10万キロワット未満であるもの</p>
<p>(2) 一般電気事業等の用に供する発電電気工作物の増設の事業であつて、原子力を原動力とする発電にあつては出力が増大するもの、火力を原動力とする発電にあつては出力が10万キロワット以上増加するもの</p>	<p>(2) 一般電気事業等の用に供する発電電気工作物の増設の事業であつて、火力を原動力とするものにあつては出力が7.5万キロワット以上10万キロワット未満増加するもの</p>
<p>(3) 電気工作物のうち発電(火力又は原子力を原動力とするものに限る。)のために設置する電気工作物であつて電気事業法第2条第1項第5号の特定電気事業(以下「特定電気事業」という。)、同項第7号の特定規模電気事業又は同項第11号の御供給(以下「御供給」という。)の用に供するもの(3の項及び6の項に掲げる事業に含まれるものを除く。以下「特定電気事業等の用に供する発電電気工作物」という。)の新設の事業であつて、敷地面積が3ヘクタール以上のもの又は燃料使用量が4キロリットル以上であるもの</p>	<p>(3) 特定電気事業等の用に供する発電電気工作物の新設の事業であつて、敷地面積が3ヘクタール未満であり、かつ、燃料使用量が4キロリットル未満であるもののうち敷地面積が2.5ヘクタール未満であり、かつ、燃料使用量が3キロリットル未満であるものを除いたもの</p>
<p>(4) 特定電気事業等の用に供する発電電気工作物の増設の事業であつて、敷地面積が3ヘクタール以上増加するもの又は燃料使用量が4キロリットル以上増加するもの</p>	<p>(4) 特定電気事業等の用に供する発電電気工作物の増設の事業であつて、敷地面積の増加が3ヘクタール未満であり、かつ、燃料使用量の増加が4キロリットル未満であるもののうち敷地面積の増加が2.5ヘクタール未満であり、かつ、燃料使用量の増加が3キロリットル未満であるものを除いたもの</p>
<p>(5) 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第1条第4号の変電所(以下「変電所」という。)の新設の事業であつて、敷地面積が3ヘクタール以上であるもの</p>	<p>(5) 変電所の新設の事業であつて、敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満であるもの</p>
<p>(6) 変電所の増設の事業であつて、敷地面積が3ヘクタール以上増加するもの</p>	<p>(6) 変電所の増設の事業であつて、敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満増加するもの</p>

③廃棄物処理施設の建設

第1分類事業の要件	第2分類事業の要件
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項のごみ処理施設(3の項に掲げる事業に含まれるものを除き、特定電気事業等の用に供する発電電気工作物を一体として併設する場合を含む。以下「ごみ処理施設」という。)の新設の事業であって、処理能力が1日200トン以上のもの	(1) ごみ処理施設の施設の事業であって、処理能力が1日150トン以上200トン未満のもの
(2) ごみ処理施設の増設の事業であって、処理能力が1日200トン以上増加するもの	(2) ごみ処理施設の増設の事業であって、処理能力が1日150トン以上200トン未満増加するもの
(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の一般廃棄物の最終処分場(以下「一般廃棄物の最終処分場」という。)の新設の事業であって、埋立処分の用に供される場所の面積(以下「埋立面積」という。)が3ヘクタール以上であるもの	(3) 一般廃棄物の最終処分場の新設の事業であって、埋立面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満であるもの
(4) 一般廃棄物の最終処分場の増設の事業であって、埋立面積が3ヘクタール以上増加するもの	(4) 一般廃棄物の最終処分場の増設の事業であって、埋立面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満増加するもの
(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の産業廃棄物処理施設(3)の項に掲げる事業に含まれるものを除き、特定電気事業等の用に供する発電電気工作物を一体として併設する場合を含む。以下「産業廃棄物処理施設」という。)の新設の事業であって、敷地面積が9,000平方メートル以上若しくは建築面積の合計が3,000平方メートル以上の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設(以下「中間処理施設」という。)又は埋立面積が2ヘクタール以上の同条第14号に掲げる施設(以下「産業廃棄物の最終処分場」という。)	(5) 産業廃棄物処理施設の新設の事業であって、敷地面積が7,000平方メートル以上9,000平方メートル未満若しくは建築面積の合計が2,500平方メートル以上3,000平方メートル未満の中間処理施設又は埋立面積が1.5ヘクタール以上2ヘクタール未満の産業廃棄物の最終処分場
(6) 産業廃棄物処理施設の増設の事業であって、敷地面積が9,000平方メートル以上若しくは建築面積の合計が3,000平方メートル以上増加する中間処理施設又は埋立面積が2ヘクタール以上増加する産業廃棄物の最終処分場	(6) 産業廃棄物処理施設の増設の事業であって敷地面積が7,000平方メートル以上9,000平方メートル未満若しくは建築面積の合計が2,500平方メートル以上3,000平方メートル未満増加する中間処理施設又は埋立面積が1.5ヘクタール以上2ヘクタール未満増加する産業廃棄物の最終処分場